

まえがき

埼玉県衛生研究所は、埼玉県における衛生行政の科学的・技術的中核機関として、各種検査、調査研究、感染症などの疫学情報の収集・解析・提供、専門研修の企画・開催等を行っています。

令和2年以来、世界的なパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から季節性インフルエンザ等と同様の5類感染症に分類され、ようやく一つの節目を迎えました。埼玉県衛生研究所では、令和4年度も継続的に新型コロナウイルスのゲノム解析を実施し、変異株の状況把握に努めてまいりました。令和4年9月26日以降、重症化リスクの低い65歳未満の陽性者は発生届の提出が不要になりましたが、埼玉県では独自の電子システムにより全陽性者の情報収集を継続しています。さらに、5類移行前後で流行状況の推移を連続的に把握することができるよう令和4年9月26日から令和5年5月7日までの間、5類化後を想定して定点当たりの報告数も算出し、流行状況の推移を確認・検証したところです。このほか、令和4年9月からはインフルエンザ様疾患病原体サーベイランスを開始し、インフルエンザや新型コロナウイルス以外の急性呼吸器感染症の原因ウイルス等も含めた発生動向について情報収集・解析・提供する体制を構築しました。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた令和4年の地域保健法等の改正により、地方衛生研究所の業務が法定化され令和5年4月1日から施行されました。新たな健康危機の発生に備え、時代の要請に的確に応えられるよう新たな検査機器の導入や設備の維持管理に努めるとともに、健康危機対処計画を策定して平時から調査研究及び試験検査等の体制を整備してまいります。加えて、高度化・多様化した検査技術に対応できるよう実践型訓練等を通じて人材を育成し、継続的に地方衛生研究所の強化に努めていきたいと考えております。

本号では、令和4年度における各担当の業務実績や調査研究の実施状況（研究事業報告3編、調査研究1編、資料13編）を収録しました。御活用いただければ幸いです。

令和5年12月

埼玉県衛生研究所

所長 本多 麻夫